

静岡県での狂犬病予防対策としての不用犬買上げ制度

静岡県衛生部公衆衛生課

1. まえがき

静岡県における狂犬病の発生は昭和 27 年を最後に終熄した。このためすでに県民は狂犬病の恐ろしさを忘れ、犬の咬傷事故や、家畜、農作物などの被害だけをとりあげて社会問題化する傾向にある。

従って、本県においては、制約された人員で最大の効果を達成するため昭和 37 年に畜犬指導班〔獣医務主任 1 名、運転手 1 名、畜犬指導員（捕獲人）4 名の計 6 名で 1 〇班〕を 3 〇班設置し、図 1 のとおりの畜犬指導区域で狂犬病予防の強化徹底を期するとともに「正しい犬の飼い方」の推進を図っている。

また、昭和 39 年度より畜犬行政の 1 施策として表 1 のとおりの「不用犬回収報償金交付要綱」を制定して「不用犬の買上げ」を実施したところ優れた成績を取めたので報告する。

表 1 不用犬回収報償金交付要綱

(目 的)

1. この要綱は、狂犬病予防上大きな障害となっている野犬の増加をその根源において防止するため、不用犬回収のための報償金交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(報償金)

2. 知事は、市町村長（保健所法「昭和 22 年法律第 101 号」第 1 条に基づく政令で定める市を除く、以下同じ。）が管内の犬の所有者から次項に定める基準額以上で不用犬を回収し保健所長に引き渡したときは、予算の範囲内において報償金を交付する。

(報償金の額)

3. 報償金の額は、次に掲げる基準により算出して得たる額とする。

- (1) 生後 91 日以上 1 頭につき 100 円
- (2) 生後 91 日未満 1 頭につき 50 円

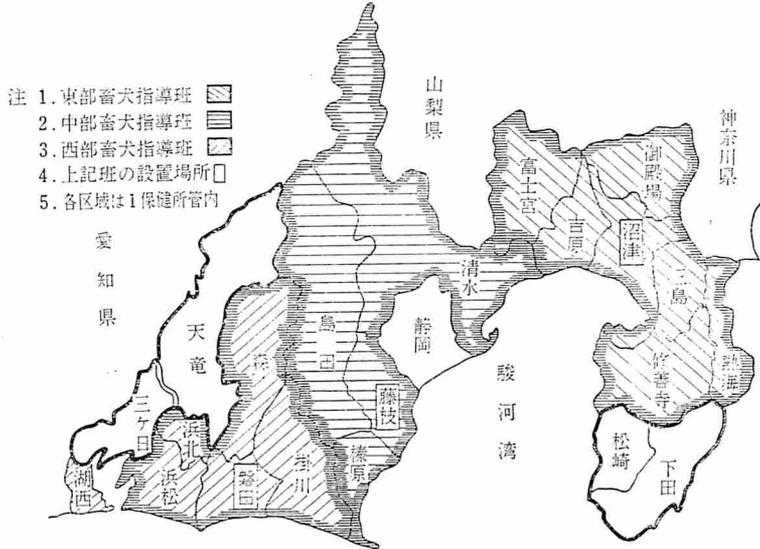
(報償金の請求)

4. 市町村長は、報償金の交付を受けようとするときは、不用犬の当月回収分について、翌月 5 日までに様式第 1 号による請求書を知事に提出しなければならない。

(不用犬の引き渡し)

5. 市町村長は、保健所長が指定した日時および場所に

図 1 畜犬指導班の区域



において、回収した不用犬を保健所長に引き渡さなければならない。

(内訳書)

6. 前項の不用犬を引き渡す際、市町村長は、様式第 2 号による不用犬引き渡し内訳書を保健所長に提出しなければならない。

(その他)

7. この要綱に定めるもののほか、不用犬の回収について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 39 年 7 月 13 日から施行する。

様式第 1 号

請 求 書
一金 円也
算出基礎

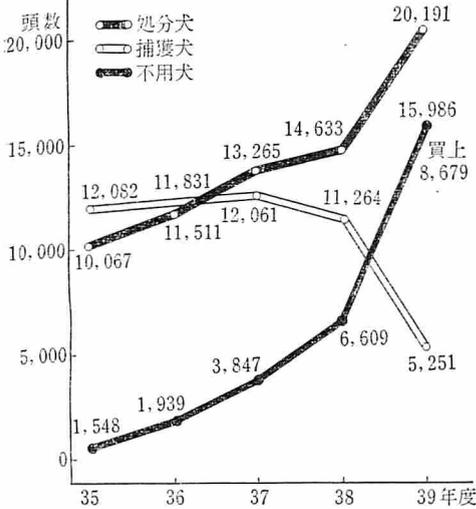
引き渡し月日	月 日	月 日	月 日	総 計		
				頭 数	単 価	金 額
生後 91 日以上	頭	頭	頭	頭	100 円	円
生後 91 日未満	頭	頭	頭	頭	50 円	円
計	頭	頭	頭	頭	/	円

上記金額を不用犬回収報償金交付要綱第 4 項の規定により請求します。

昭和 年 月 日
静岡県知事殿

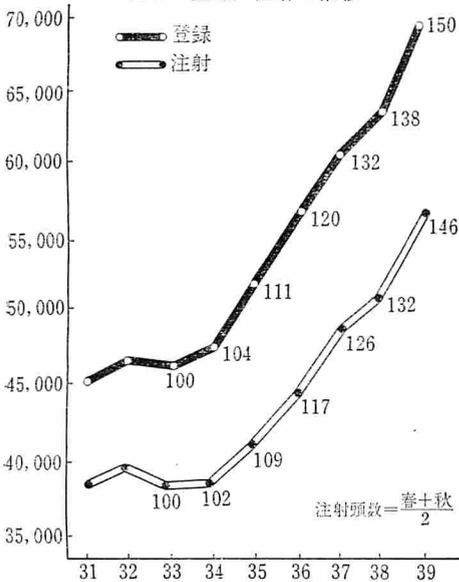
市町村長 印

図2 捕獲, 不用, 処分犬の推移



2) 登録および注射頭数は、前年度の指数を100とすると、39年度は登録頭数が109、注射頭数が111と増加した。

図3 登録, 注射の推移



3) 処分頭数は前年度の指数を100とすると39年度は成犬124(2,810頭)、子犬200(2,748頭)と増加した。

4) 買上犬を無作為的に抽出して未登録、未注射犬を調べたところ、80%が未登録、未注射犬であり、結果的に狂犬病予防の目的の徹底が図られた。

5) 限られた少人数の畜犬指導員(本県では捕獲人を畜犬指導員と呼んでいる)によって畜犬指導業務の効果的な活用ができた。

6) 県と県下各市町村の畜犬に対する協力体制ができた。

表4 買上犬の性別と登録, 注射状況

調査保健所名	調査頭数	成 犬		子 犬		調査頭数	♂	♀		
		♂	♀	登録率	注射率					
熱海	127	60	67	28.0	22.0	85	25	60		
三島	166	91	75	48.0	29.0	54	23	31		
修善寺	189	108	81	50.0	26.0	36	19	17		
沼津	371	197	174	112.0	30.0	82	43	39		
御殿場	151	80	71	36.0	24.0	61	28	33		
吉原	200	102	98	50.0	25.0	48	12	36		
富士宮	115	58	57	47.0	41.0	25	8	17		
榛原	190	96	94	79.0	42.0	51	30	21		
磐田	363	156	207	48.0	13.0	301	153	148		
浜松	589	246	343	43.0	07.0	430	128	180		
合計	2,461	1,194	1,267	54.1	02.2	541	0.22	1,051	469	582

7) 犬の飼い主に「正しい犬の飼い方」を認識させることができた。

8) 東京オリンピック観光客を招く本県の野犬対策の1助となった。

5. 結論

狂犬病予防法は飼い犬に登録および予防注射を行なわせるとともに、これらの違反している犬を抑留、整理(処分)することにより、狂犬病の発生を未然に防止することを目的としている。

最近の産業および経済は目覚しく発展し、本県においても、これらの方面に人的資源が吸収されて、畜犬指導業務に従事する人々は年々減少し、また年令も老令化してきた。そこで37年に畜犬指導班を設置し、今までの犬捕獲人を畜犬指導員と改称して身分も臨時職員から正規職員とするなど待遇改善に努め、これを集中化して畜犬指導業務の能率化を図ったが、なお犬に対する問題は十分な解決を図ることができなかった。

そこで今回実施した不用犬の買上げ制度は、住民の理解と協力により未登録、未注射犬を多く整理し、かつ人的問題をも併せ解決している実状を見ると、機を得た誠に効果的な業務であった。

しかし、この業務をもって畜犬指導業務が総て解決されたということとはできない。

今後も、この不用犬買上げ制度を実施するとともにさらに畜犬指導班の増設を検討し、また県獣医師会の協力を得て避妊手術(40年度より県獣医師会では独自に50万円予算を計上して、畜犬1頭につき1,000円の補助をしている)を実施している。県もこの普及徹底などの根本的な不用犬の増殖防止を図り、もつて犬の捕獲、不用犬の回収などの業務自体を行なわなくても良いような「正しい犬の飼い方」を指導して行きたい。

なお、本県では飼い主のない純野犬の捕獲についてはねずみ取り式の捕獲箱により非常に効果を上げていることをあわせて報告する。